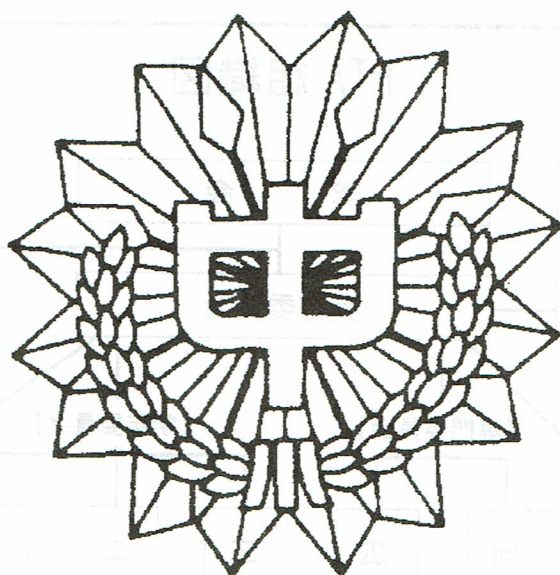


PTA会則

卒業まで保管



杉並区立高井戸中学校 PTA

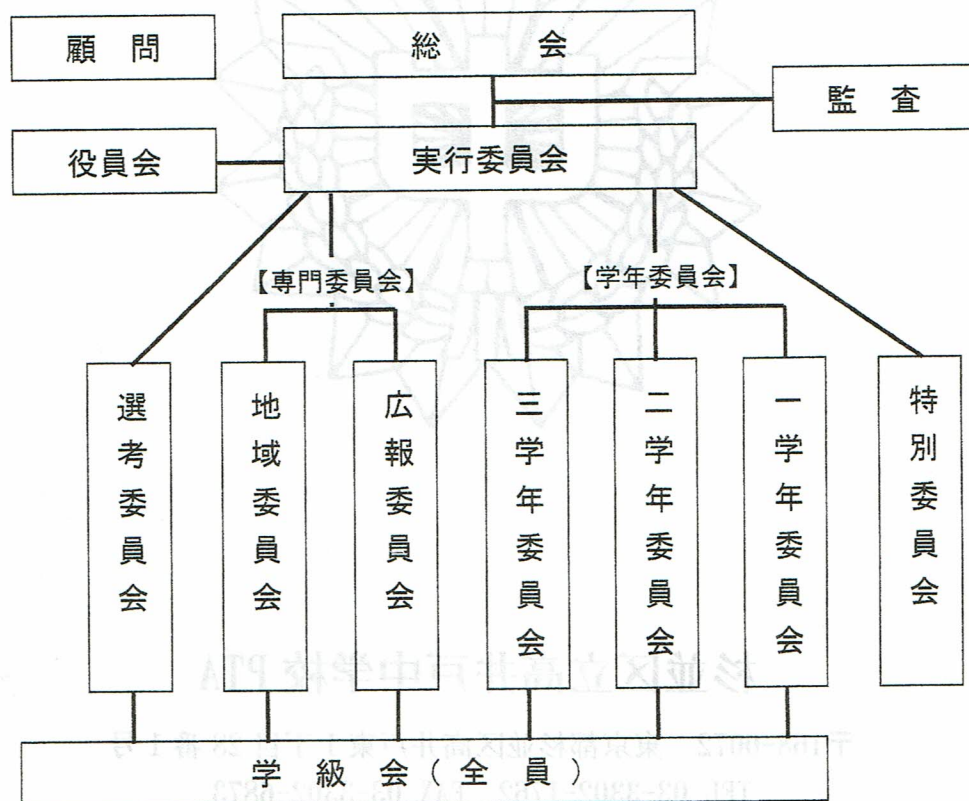
〒168-0072 東京都杉並区高井戸東1丁目28番1号

TEL 03-3302-1762 FAX 03-3302-6873

目次

会則	・・・1
選挙規定	・・・6
慶弔規定	・・・7

PTA 組織図



平成 14 年 2 月 18 日 一部改正

平成 14 年 5 月 28 日 一部改正

平成 26 年 1 月 17 日 一部改正

高井戸中学校PTA会則

第一章 名称

第1条 本会は東京都杉並区高井戸中学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。

第二章 目的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、教育の充実向上と、生徒の福祉を増進し、あわせて相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- ① 学校と家庭の連絡を密にし、教育の充実向上
- ② 学校の教育的環境の向上整備
- ③ 生徒の校外生活の健全化と環境の浄化
- ④ 地域の社会教育への協力
- ⑤ 生徒の保健衛生の改善と体位向上
- ⑥ 会員の親和の向上
- ⑦ 生徒の進路指導への協力
- ⑧ その他この会の目的達成に必要な事項

第三章 方針

第4条 本会は教育を目的とする民主的団体として活動する。

第5条 本会は営利的・宗教的・政党的その他本会の事業以外の活動を目的とする団体及びその事業にいかなる関係も持たない。

第6条 生徒の福祉のために活動するほかの社会的諸団体と協力することもできる。

第7条 本会は自主独立のものであって他のいかなる団体の支配統制をもうけない。

第8条 本会は校長及び教職員と学校問題について討議し、またその活動を助けるため意見を具申するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉しない。

第四章 会員

第9条 本会の会員は本校に在籍する保護者および本校に勤務する教員の有志とし、会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第五章 会 計

第 10 条 本会の経費は会費その他の収入を以ってこれにあてる。

第 11 条 会費は一世帯月額 250 円とする。事情によっては、その一部または全額を減免することができる。

第 12 条 本会の資産は第二章の目的達成のため以外に使用しない。

ただし、

- ① PTA 会費は、年度締め使用を基本とする
- ② PTA 会費が還元されるべき対象者は、その年度の PTA 会員(保護者と教員及び生徒)とする
- ③ PTA 会費の使用は、上記の対象者に対して公平平等な用途に限定する

第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第六章 役員・監査

第 14 条 本会の役員・監査は次の通りとする。

- ① 会 長 1 名(保護者)
- ② 副会長 4 名(保護者 3, 教員 1)
- ③ 庶 務 3 名(保護者 2, 教員 1)
- ④ 会 計 3 名(保護者 2, 教員 1)
- ⑤ 監 査 3 名(保護者 2, 教員 1)

但し、事務職員を置くことができる。

保護者より出る役員・監査の任期は 1 ヶ年とする。但し、引続き 1 年間だけ再任してもさしつかえない。

第 15 条 役員・監査の選任は別に定める役員選挙規定による。

第 16 条 役員・監査の任務は次の通りである。

- ① 会長は本会を代表し、会務をつかさどり、会則により総会・役員会及び実行委員会のすべての集会を召集する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合にはその代理をつとめる。
- ③ 庶務は総会並びに実行委員会の議事を正確に記録保管し、各種の会合について通知する。
- ④ 会計はすべての金銭の収入支出を正確に記録し総会において監査を経た決算を報告する。
- ⑤ 監査はその年度の会計を監査し、その結果を翌年度の初総会に報告する。

第 17 条 役員・監査の兼任は認めない。

第七章 顧問

第18条 校長は顧問となり、学校経営の責任者として本会のいかなる会合にも出席して、発言することができる。

第八章 会議及び集会

第19条 本会の会議及び集会は下記の通りとする。

- ① 総会
- ② 役員会
- ③ 実行委員会
- ④ 全学年委員会
- ⑤ 専門委員会
- ⑥ 特別委員会
- ⑦ 各学年委員会
- ⑧ 学年合同委員会
- ⑨ 学年全体会
- ⑩ 学級会

第九章 総会

第20条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。定期総会は年度初めに開き、臨時総会は実行委員会が必要と認めた時、または3分の1以上の会員から請求があった時に開く。

第21条 総会の日時場所及び議題は7日前までに通知する。

第22条 総会の定員数は、全会員の3分の1以上とする。(但し委任状は認める)
議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第23条 総会において討議すべき事項は次の通りである。

- ① 会務の報告
- ② 決算報告の承認
- ③ 年度計画及び年度予算の審議・承認
- ④ 会則の改廃
- ⑤ その他の重要事項の審議決定

第十章 役員会

第24条 役員会は第14条に定める役員をもって構成し、必要に応じて随時会を開く。
ただし、次回の実行委員会に報告する。

第十一章 実行委員会

第 25 条 実行委員会は次の 15 名によって構成される。

- ① 役員 9名
- ② 学年委員長 3名
- ③ 各専門委員長 2名
- ④ 選考委員長 1名

第 26 条 実行委員会の任務は次の通りである。

- ① 各種委員会によって立案された事業計画を審議する。
- ② 総会に提出される議案を作成する。
- ③ 年度予算の編成を行なう。
- ④ その他全会員より委任された事務を処理する。

第 27 条 実行委員会の例会は原則として毎月 1 回開き日時はそのつど決める。

第 28 条 会長または委員の半数以上が認めたときは臨時会議を開くことができる。

第十二章 各種委員会

第 29 条 各種委員会には、学年委員会、専門委員会、特別委員会の三つがある。

役員・監査の兼任は認めない。

第 30 条 学年委員会を学年ごとに置き、各学級より 2 名ずつ選ばれた委員により構成される。

第 31 条 学年委員会の委員長・副委員長の選出は、各学年委員の協議による。協議により決まらない場合は互選も可とする。

第 32 条 学年委員会は各学年学級に関すること、その他必要なことを協議し、その処理につとめ相互の連絡にあたる。また、会員相互の親睦をはかり、会員及び生徒の福利の寄与につとめる。

第 33 条 専門委員会には次の二つの委員会があり、各委員会は、各学級より 1 名ずつ選ばれた委員により構成される。

- ① 広報委員会
- ② 地域委員会

第 34 条 専門委員会の委員長・副委員長の選出は、各専門委員の協議による。協議により決まらない場合は互選も可とする。

第 35 条 各種委員長は委員会を総括する。

副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の場合はその代理をつとめる。

第 36 条 広報委員会は広報活動を行ない、機関誌の発行、情報の伝達につとめる。

第 37 条 地域委員会は地域での生徒の健全育成を図り、環境の向上につとめ、校外生活に関する情報の交換をする。

第 38 条 教員は学年委員会または専門委員会の委員となり、それぞれ副委員長を互選する。

第 39 条 特別委員会は必要に応じて設ける。

第 40 条 学年委員会・専門委員会・特別委員会の事業については実行委員会の承認を得なければならない。

第十三章 附 則

第 41 条 会則は総会において出席者の過半数の同意により改正することができる。

但し、改正案の提出については総会の 7 日以前にその内容について全会員に通告しておかなくてはならない。

昭和 50 年 3 月 10 日 制 定

昭和 59 年 5 月

昭和 61 年 3 月

平成 14 年 5 月 28 日 一部改正

平成 16 年 6 月 4 日 一部改正

平成 23 年 6 月 2 日 一部改正

平成 26 年 1 月 17 日 一部改正

平成 28 年 1 月 15 日 追記

高井戸中学校PTA役員・監査 選挙規定

第1条 本会役員の選考を円滑に実施するために選考委員会を設ける。

第2条 選考委員会は、各学年より1名ずつ選出された委員と、教員より互選された3名(各学年1名)をもって構成する。

第3条 選考委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

委員長、副委員長の選出は、選考委員の協議による。協議により決まらない場合は互選も可とする。

第4条 役員の選出の方法は次の通りとする。

- ① 役員の選出の方法は、選考委員会が検討し、実行委員会で承認を得ることとする。
- ② 選考委員会は、選挙の公示とともに選出の方法を会員に知らせる。
- ③ 選出の時期は、選考委員会に一任する。
- ④ 役員および役員内定者に欠員が生じた場合は、選考委員会は補欠より補充し、実行委員会において承認を得る。
- ⑤ 教員の役員は全教員の互選による。
- ⑥ 役員経験者は本人の申し出により、役員候補から除外することができる。
- ⑦ 選考委員は次年度の役員に就くことはできない。

第5条 監査の選出の方法は次の通りとする。

- ① 監査2名は、実行委員会の推薦により選出する。
- ② 選出の時期は、1月以降とする。
- ③ 教員の監査は全教員の互選による。
- ④ 任期中、監査に欠員が生じた場合は、実行委員会が適任者を選出する。
任期は、前任者の残余期間とする。

第6条 役員・監査の決定については、全会員の3分の2以上の承認を必要とする。

第7条 この規定は、総会において出席者の過半数の同意により改廃することができる。

昭和 50年 3月 10日 制定
昭和 56年 11月 21日 一部改正
昭和 61年 3月 5日 一部改正
昭和 63年 3月 5日 一部改正
平成 9年 3月 10日 一部改正
平成 10年 10月 19日 一部改正
平成 13年 2月 19日 一部改正
平成 13年 5月 31日 一部改正
平成 14年 5月 28日 一部改正
平成 16年 6月 4日 一部改正
平成 18年 6月 7日 一部改正
平成 22年 6月 3日 一部改正
平成 23年 6月 2日 一部改正
平成 25年 5月 31日 一部改正

高井戸中学校PTA慶弔規定

第1条 慶弔慰労に関する支出は、この規定を規準とする。

第一章 慶 弔

第2条 教員が病気のため引続き2週間以上欠勤した場合は金5,000円の見舞金を贈る。

第3条 教員が公務中不治の障害を受けたときは、実行委員会の議を経て見舞金を贈ることができる。

第4条 生徒が傷病のため長期間欠席した場合は、実行委員会の議を経て見舞金を贈ることができる。

第5条 慶弔規定は次の通りとする。

- ① 教員の死亡 金10,000円
- ② 生徒の死亡 金10,000円
- ③ 生徒の保護者の死亡 金10,000円
- ④ 教員の家族の死亡 (イ)配偶者 金5,000円 (ロ)父母子女 金5,000円
- ⑤ 会員が災害・事故にあった場合は、役員会の議を経て見舞金を贈ることができる。

第二章 記念品料

第6条 教員の退職または転勤の場合は、一律3,000円の記念品を贈る。

附 則

第7条 会員以外の教職員の慶弔については、役員会で協議決定する。

第8条 会員以外の外部指導員及び学校関係者の死亡 金5,000円

第9条 この規定は必要に応じて実行委員会で協議のうえ改廃することができる。

昭和50年 3月10日 制定
昭和63年 3月 5日 一部改正
平成12年 6月 1日 一部改正
平成16年 5月21日 一部改正
平成26年 1月17日 一部改正
平成29年 5月19日 一部改正
平成30年 3月 9日 一部改正

平成30年3月 発行

高井戸中学校PTA委員会紹介

実行委員会

年に8回ほど、校長先生、副校長先生、役員及び各委員会委員長が集まり、活動計画や報告等を話し合っています。学校を取り巻く環境・状況等が報告されます。学校行事の成果や予定等の報告もあり、学校とPTAとの連携を築く大切な時間となっています。

学年委員会

各学年委員が集まり、定期的に学年主任の先生と行事・学校生活等について話し合っています。先生方と保護者とのパイプ役として活動している委員会です。他、親睦会の企画、制服リサイクル、3学年では卒業関係の企画等を行っています。

広報委員会

学校行事・PTA活動を題材に、広報誌「なみき」を発行します。体育大会での子供たちの笑顔、学芸発表会では体育館に響き渡る歌声・勇姿をレンズを通して間近に見ることができます。多くの感動やPTA活動の様子を広く伝えるとともに活動の活性化を担っています。

地域委員会

子供たちの学校生活また地域活動での安全のため、地域の方々と協力して活動を行っています。祭礼パトロールや防災訓練にも参加しています。学校行事の際のパトロールも大切な活動です。身近なところで子供たちの安全を考えることができます。

選考委員会

次年度の高井戸中学校のPTA役員を選出する委員会です。様々な環境の下ではありますが、一人でも多くの方にPTA活動へご協力いただきたいと思います。活動は2学期に集中します。